

令和 8 年 6 月 定例会

議 案 説 明 資 料

予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和 8 年度 6 月 補正 予算等 関係)

総 務 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和8年6月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和8年度鳥取県一般会計補正予算（第1号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		教育学術課	4
	2 歳入歳出事項別明細書		7
	3 節の明細		9

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第12号	鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について	政策法務課	10

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	令和7年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について	総務課	11
第2号	令和7年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	行政体制整備局 人事企画課ほか	12
第9号	議会の委任による専決処分報告について (1) 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の一部を改正する条例 (令和8年4月24日専決)	行政体制整備局 人事企画課	13

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
教育学術課	5,251,036	17,550	5,268,586	8,350			9,200	
合計	15,757,527	17,550	15,775,077	8,350			9,200	
<p>【説明】</p> <p><総務部の主な事業></p> <p>【教育学術課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校等物価高騰対策支援事業(8,350千円) ・(新)部活動の生徒移動安全確保事業(8,000千円) ・(新)県立高等専門学校設置検討事業(1,200千円) 								

令和8年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
8目 私立学校振興費

教育学術課（内線：7841）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校等物価高騰対策支援事業	16,700	8,350	25,050	8,350				
トータルコスト	補正前：17,503千円（0.1人）、補正：9,153千円（0.1人）、計：26,656千円（0.2人）							

1 事業の目的、概要

目的：物価高騰の長期化により、厳しい運営環境にある県内の私立学校等を支援し、学びの継続を支援する。
概要：県内の私立学校等に対して、応援金を支給する。

2 主な事業内容

物価高騰下にあっても生徒の適切な学習環境を確保するため、私立学校等の運営支援を継続する。

区分	支援額	予算額	
私立中学校及び私立高等学校	学校規模に応じた定額支援	5,200	
	高等学校（大規模）		1,000千円
	高等学校（中規模）		500千円
	高等学校（小規模）		200千円
中学校	200千円		
学校寮を設置している私立高等学校	1校当たり250千円	1,250	
各種学校	1校当たり50千円 (うち自動車学校には、1校あたり50千円を加算)	1,100	
フリースクール	1施設当たり50千円	800	

※令和4年度以降、毎年度、物価高騰等にかかる支援を実施。

※令和8年度当初予算において応援金が措置されているところであるが、継続する物価高騰等に対応するため、追加で応援金を措置する。

令和8年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
8目 私立学校振興費

教育学術課（内線：7022）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)部活動の生徒移動安全確保事業	0	8,000	8,000				8,000	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：8,803千円（0.1人）、計：8,803千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

目的：県内私立高校の部活動における生徒の移動について、安全を確保する。
概要：部活動における生徒引率に際し、貸し切りバスや公共交通機関等の利用に係る経費の一部を支援する。併せて、生徒引率を行う教職員等を対象とした自動車安全運転研修の実施に係る経費の一部を支援する。

2 主な事業内容

区分	内容
部活動の生徒引率に係る旅費支援事業	部活動における生徒引率に際し、貸し切りバスや公共交通機関等の利用にかかる経費の一部を支援する。 ※レンタカー利用（教職員等が運転）によらざるを得ない引率ケースなどを対象に、より安全性の高い移動手段への転換を支援する。 ※県立学校が運用している生徒移動に係る安全管理体制（各学校において年1回以上の自動車安全運転研修等）に準じた体制をとることを補助要件とする。 ○公式大会生徒引率に係る旅費の一部を補助 【補助率】1/3（上限150千円） ○部活動の練習試合等に係る旅費の一部を補助 【補助率】1/4（上限100千円）
教職員の自動車安全運転研修受講支援事業	部活動における生徒引率を行う教職員等を対象とした自動車安全運転研修を実施する私立高校に対し、研修受講に係る費用を一部支援する。 【補助率】1/2 ○自動車学校の安全運転研修受講費用 ○安全運転研修の実施に係る講師謝金等

令和8年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

教育学術課（内線：7815）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立高等専門学校設置検討事業	0	1,200	1,200				1,200	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：9,229千円（1.0人）、計：9,229千円（1.0人）							

1 事業の目的、概要

目的：地域産業のニーズを踏まえながら、実践的な高度専門人材の育成を推進する。
概要：県立高等専門学校の設置について、関係機関とともに具体的な検討を進める。

2 主な事業内容

高校教育改革推進コンソーシアム（令和8年4月16日設置）内に「県立高専特別検討チーム」を立ち上げ、同コンソーシアム各部会の協議と並行して、県立高等専門学校の設置について、関係機関とともに具体的な検討を実施する。
※県立高専特別検討チームについては、県内の産学官関係機関を中心に構成する。
※同チームでは、国の制度・財源等の動向も踏まえながら、改革先導拠点校（鳥取工業高校、倉吉農業高校）の県立高専化に係る検討を進める。

令和8年度一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費									
	補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費						
				補正前	補正額	補正後	8目 私立学校振興費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	438,559		438,559	380,167		380,167	436		436	
2 給 料	2,276,938		2,276,938	2,151,419		2,151,419				
3 職員手当等	4,643,238		4,643,238	4,571,374		4,571,374				
4 共 済 費	981,789		981,789	936,704		936,704				
5 災 害 補 償 費	300		300	300		300				
6 恩給及び退職年金	2,596		2,596	2,596		2,596				
7 報 償 費	34,773	8,588	43,361	25,542	8,350	33,892	16,785	8,350	25,135	
8 旅 費	89,170	432	89,602	85,046		85,046	814		814	
費用弁償	8,353		8,353	7,752		7,752	410		410	
普通旅費	76,227	400	76,627	73,516		73,516	404		404	
特別旅費	4,590	32	4,622	3,778		3,778				
9 交 際 費	1,100		1,100	1,100		1,100				
10 需 用 費	237,208	110	237,318	231,037		231,037	100		100	
11 役 務 費	95,799	300	96,099	88,960		88,960	70		70	
12 委 託 料	943,563		943,563	899,756		899,756				
13 使用料及び賃借料	117,427	120	117,547	113,343		113,343	40		40	
14 工 事 請 負 費	515,275		515,275	515,275		515,275				
15 原 材 料 費										
16 公有財産購入費										
17 備 品 購 入 費	4,253		4,253	4,253		4,253				
18 負担金、補助及び交付金	5,372,174	8,000	5,380,174	4,691,721	8,000	4,699,721	4,549,400	8,000	4,557,400	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	1,800		1,800				
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積 立 金										
25 寄 附 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	15,755,962	17,550	15,773,512	14,700,393	16,350	14,716,743	4,567,645	16,350	4,583,995	
財 源 内 訳	国庫支出金	2,104,058	8,350	2,112,408	1,848,037	8,350	1,856,387	1,781,223	8,350	1,789,573
	地方債	103,000		103,000	64,000		64,000			
	その他	2,943,045		2,943,045	2,586,701		2,586,701	418		418
	一般財源	10,605,859	9,200	10,615,059	10,201,655	8,000	10,209,655	2,786,004	8,000	2,794,004

令和8年度一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費						総 務 部 合 計		
	2項 企画費								
	補正前	補正額	補正後	2目 計画調査費			補正前	補正額	補正後
				補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	2,481		2,481				438,559		438,559
2 給 料	36,441		36,441				2,276,938		2,276,938
3 職員手当等	20,635		20,635				4,643,238		4,643,238
4 共 済 費	12,919		12,919				981,789		981,789
5 災 害 補 償 費							300		300
6 恩給及び退職年金							2,596		2,596
7 報 償 費	293	238	531	293	238	531	34,773	8,588	43,361
8 旅 費	426	432	858	354	432	786	89,170	432	89,602
費用弁償	72		72				8,353		8,353
普通旅費	258	400	658	258	400	658	76,227	400	76,627
特別旅費	96	32	128	96	32	128	4,590	32	4,622
9 交 際 費							1,100		1,100
10 需 用 費	728	110	838	728	110	838	237,208	110	237,318
11 役 務 費	463	300	763	463	300	763	95,799	300	96,099
12 委 託 料	460		460	460		460	945,128		945,128
13 使用料及び賃借料	640	120	760	640	120	760	117,427	120	117,547
14 工 事 請 負 費							515,275		515,275
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費							4,253		4,253
18 負担金、補助及び交付金	680,453		680,453	680,453		680,453	5,372,174	8,000	5,380,174
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金							1,800		1,800
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									
25 寄 附 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	755,939	1,200	757,139	683,391	1,200	684,591	15,757,527	17,550	15,775,077
財 国庫支出金	9,122		9,122	7,250		7,250	2,104,058	8,350	2,112,408
源 地 方 債	39,000		39,000	39,000		39,000	103,000		103,000
内 そ の 他	356,159		356,159	356,141		356,141	2,943,045		2,943,045
一 般 財 源	351,658	1,200	352,858	281,000	1,200	282,200	10,607,424	9,200	10,616,624

節 の 明 細

	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
8目 私立学校振興費	
負担金、補助及び交付金	
部活動の生徒引率移動安全確保支援事業補助金	8,000

条 例 名 等	鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>鳥取県行政不服審査会を共同設置する米子市日吉津村中学校組合の解散に伴い、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 規約の変更内容</p> <p>規約に定める関係市町村等（共同設置している団体の一覧）から、米子市日吉津村中学校組合を削除する。</p> <p>(2) 変更後の規約を定める団体</p> <p>16 市町村（倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）</p> <p>9 組合等（鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合）</p> <p>(3) 変更後の規約の施行日等</p> <p>県及び共同設置団体の協議が調った日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</p>

令和7年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	課名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		その他
												国庫支出金	地方債	
2	総務管理費	県庁舎設備管理事業費 (県庁議会棟別館屋上 防水改修工事)	総務課	98,186,000	39,270,000		39,270,000	8,960,000	8,960,000	2,960,000		6,000,000		
		県庁舎設備管理事業費 (県庁議会棟別館高圧 ケーブル更新工事)	総務課	16,346,000	6,530,000		6,530,000	640,000	640,000	640,000				
		計		114,532,000	45,800,000		45,800,000	9,600,000	9,600,000	3,600,000		6,000,000		

総務部

令和7年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

総務部

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						一般財源	
						既収入 特定財源	国庫支出金	分担金及び 負担金	特定財源 その他	地方債			
2 総務費	1 総務管理費	人事・給与・管理等管理費	人事企画課	161,475,000	13,233,300							13,233,300	
				350,000,000	340,471,930			24,000,000	314,000,000			2,011,930	
				7,252,000	833,000								833,000
				3,000,000	3,000,000								3,000,000
計				521,727,000	357,538,230	460,000	24,000,000			314,000,000	19,078,230		

件 名	議会の委任による専決処分の報告について （1）職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 （令和8年4月24日専決）
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法施行令の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同令の条項を改めるものである。</p> <p>2 概 要 （1）職員等の損害賠償責任の一部免責について定めた規定中引用する地方自治法施行令の条項を改める。 （2）施行期日は、令和8年9月24日とする。</p>

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額 ア～エ 略</p> <p>(2) 地方警務官 <u>政令第173条の5第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額 ア・イ 略</p>	<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額 ア～エ 略</p> <p>(2) 地方警務官 <u>政令第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額 ア・イ 略</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。